

別紙様式第10号（第25条の8第1項及び第4項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

長期信用銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

- 1 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
 - ① 子会社 長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社をいう。
 - ② 子会社等 長期信用銀行法第17条において準用する銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。
 - ③ 子法人等 長期信用銀行法施行規則第13条の12第1号に規定する子法人等のうち、長期信用銀行法第13条の2第2項に規定する子会社を除いたものをいう。
- 2 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		預 金	
有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
特 定 取 引 資 産		特 定 取 引 負 債	
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー	
買 入 金 銭 債 権		コールマネー及び売渡手形	
コールローン及び買入手形		売 現 先 勘 定	
買 現 先 勘 定		債券貸借取引受入担保金	
債券貸借取引支払保証金		外 国 為 替	
現 金 預 け 金		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
債 券 繰 延 資 産		退 職 給 付 引 当 金	

繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	特別法上の引当金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 負ののれん 支払承諾 負債の部合計 (純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 長期信用銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第131条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び

経営計画

- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
 - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
 - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
 - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
 - ⑦ リース取引の処理方法
 - ⑧ ヘッジ会計の方法
 - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
 - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
 - ⑪ その他採用した重要な会計方針
 - ⑫ 子会社等が採用した会計方針のうちに長期信用銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき（当該中間連結会計期間の直前の連結会計年度に係る連結財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則又は手続との間に相違がみられるときを含む。）は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
 - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1項及び第2項に規定する有価証券に関する事項
- (5) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。
- (6) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (7) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (8) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当

金の金額（一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額）

- (9) 長期信用銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行及びその子会社等の金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。
- (10) 長期信用銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による当該取締役、監査役及び執行役に対する長期信用銀行及びその子会社等の金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等は、この限りでない。
- (11) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第23号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
- (12) 資産が担保に供されている場合には、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に係る債務の金額
- (13) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (14) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）
- (15) 中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間連結会計期間の末日が中間連結会計期間の末日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）
- (16) 長期信用銀行法施行規則第5条の2の6第1項第4号に規定する連結自己資本比率（海外営業拠点を有する長期信用銀行等を子会社とする長期信用銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない長期信用銀行等を子会社とする長期信用銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。）
- (17) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の2及び第17条の3に規定するストック・オプションに関する事項
- (18) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の4から第17条の7まで、第17条の10、第17条の11、第17条の13、第41条の3及び第62条の3に規定する企業結合に関する事項
- (19) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第17条の8、第17条の9及び第17条の12に規定する事業分離に関する事項

②0 以上のほか、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 5 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

中間連結損益計算書 (年 月 日から
年 月 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	
そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用	
資 金 調 達 費 用	
(うち債券利息)	
(うち債券発行差金償却)	

(うち預金利息)
役務取引等費用
特定取引費用
その他業務費用
営業経費用
その他経常費用
経常利益
(又は経常損失)
特別利益
特別損失
税金等調整前中間純利益
(又は税金等調整前中間純損失)
法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額
少数株主利益
(又は少数株主損失)
中間純利益
(又は中間純損失)

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 上記のほか、長期信用銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用の金額は、子会社等が長期信用銀行法施行規則第12条の4の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用の金額について記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な

場所に記載すること。

- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)
年 月 日

住 所

長期信用銀行持株会社名

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書に注記すべき事項については、
中間連結損益計算書の次に一括して記載することができる。

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
貸 出 金		債 券	
外 国 為 替		預 金	
有 価 証 券		譲 渡 性 預 金	
金 銭 の 信 託		借 用 金	
特 定 取 引 資 産		コールマネー及び売渡手形	
商 品 有 価 証 券		売 現 先 勘 定	
買 入 金 銭 債 権		債券貸借取引受入担保金	
コールローン及び買入手形		コマーシャル・ペーパー	
買 現 先 勘 定		特 定 取 引 負 債	
債券貸借取引支払保証金		外 国 為 替	
現 金 預 け 金		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		そ の 他 負 債	
有 形 固 定 資 産		賞 与 引 当 金	
無 形 固 定 資 産		役 員 賞 与 引 当 金	
債 券 繰 延 資 産		退 職 給 付 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		特 別 法 上 の 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返		再評価に係る繰延税金負債	
貸 倒 引 当 金	△	負 の の れ ん	
		支 払 承 諾	
		負債の部合計	
		(純資産の部)	

		資 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資 本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 株 主 資 本 合 計 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 長期信用銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。
 - ① 連結の範囲に関する事項
 - ② 持分法の適用に関する事項
 - ③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
 - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
 - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
 - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
 - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
 - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
 - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額
 なお、それぞれの定義は、長期信用銀行法施行規則第18条の2第1項第5号ロによる。
 - (4) 長期信用銀行法施行規則第4条の7第1項第3号ロに規定する連結自己

(5) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

(6) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額

(7) 1株当たりの純資産額（銭単位で記載すること。）

(8) 中間会計年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結の子会社等の当該中間連結会計期間が属する連結会計年度（当該中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、その中間会計期間の末日が中間連結決算日と異なる子会社等については、当該子会社等の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。）

3 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

(単位：百万円又は億円)

科 目	金 額
経 常 収 益	
資 金 運 用 収 益	
(うち貸出金利息)	
(うち有価証券利息配当金)	
役 務 取 引 等 収 益	
特 定 取 引 収 益	
そ の 他 業 務 収 益	

そ	の	他	経	常	収	益
経			常	費		用
資	金	調	達	費	用	
	(う	ち	債	券	利	息)
	(う	ち	債	券	発	行
			差	金	償	却)
	(う	ち	預	金	利	息)
役	務	取	引	等	費	用
特	定	取	引	費	用	
そ	の	他	業	務	費	用
営			業	経	費	用
そ	の	他	経	常	費	用
経			常	利		益
	(又	は	経	常	損	失)
特			別	利		益
特			別	損		失
税	金	等	調	整	前	中
			間	純	利	益
	(又	は	税	金	等	調
			整	前	中	間
			純	損	失)	
法	人	税	、	住	民	税
			及	び	事	業
			税			
法	人	税	等	調	整	額
少	数	株	主	利		益
	(又	は	少	数	株	主
			損	失)		
中			間	純	利	益
	(又	は	中	間	純	損
			失)			

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を銭単位で注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は長期信用銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 長期信用銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。